

傷害充実コース

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。
- 日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。

■補償内容 【加入対象区分：本人・配偶者・子ども】

- 急激かつ偶然な外来の事故によるもの

加入対象区分	コース	死亡保険金	後遺障害保険金 (程度により)	入院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて発生の1,000日以内の入院について)	手術保険金 (状況により)	通院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて発生の1,000日以内の通院について、90日限度)	賠償責任保険金
本人	A	850万円	34.0~850万円	日額 10,000円	5.0・10.0万円	日額 6,500円	最高10,000万円
	B	740	29.6~740	日額 8,500	4.25・8.5	日額 5,500	
	C	530	21.2~530	日額 6,500	3.25・6.5	日額 4,000	
	D	350	14.0~350	日額 5,000	2.5・5.0	日額 3,000	
	E	200	8.0~200	日額 3,000	1.5・3.0	日額 1,500	
配偶者	Z	350	14.0~350	日額 4,500	2.25・4.5	日額 3,000	— (注)
子ども	I	250	10.0~250	日額 2,000	1.0・2.0	日額 1,200	— (注)



加入対象区分	コース	携行品損害保険金
本人	AK	最高10万円 (免責3,000円)
	BK	
	CK	
	DK	
	EK	
配偶者	ZK	最高10万円 (免責3,000円)
子ども	1K	

(注) 賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます（未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

- ・配偶者
- ・本人またはその配偶者の同居の親族
- ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

- 死亡保険金受取人は、原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口へお申し出ください。
- 本人が脱退した場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。

携行品損害保険金

自宅外において、携行している被保険者所有の身の回り品に損害があった場合に、時価額から免責額3,000円を差し引いた金額が補償されます。(最高10万円)

- 1個1組または1対のもの：10万円限度
- 乗車券・通貨：5万円限度
- 携行品には次のものは含まれません。
有価証券(除：小切手)、預貯金証書、稿本、船舶、自動車、自転車、コンタクトレンズ、義歯、動物、植物など
詳細はパンフレットをご覧ください

■月額掛金

加入対象区分	コース		
本人	携行品 損害 なし	A	2,760 円
		B	2,360
		C	1,740
		D	1,280
		E	720
		Z	1,210
配偶者			
子ども		1	590

コース		
携行品 損害 あり	AK	2,810 円
	BK	2,410
	CK	1,790
	DK	1,330
	EK	770
	ZK	1,260
	1K	640

※記載の掛金は、確定掛金です。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(保険金額の増減・減額等)
- 保険期間の変更
- 掛金の払込方法の変更 など

〈税法上の取扱い〉

- ・本人の死亡保険金は、法定相続人数×500万円まで非課税です。
- ・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金は非課税です。



自転車で通行人に
ケガをさせた

傷害充実コースの賠償責任保険は、自転車で他人にケガをさせた場合も保険金支払の対象となります！

(本人のご加入によりご家族も補償の対象となります) (注)

※仕事上の事故を除く

日本国内で発生したお支払対象になる賠償事故について、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き(弁護士の選任を含みます)を行う、示談交渉サービスを受けることができます。